



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (3件) (")	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (3件) (")	2
○告示 (区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め) の一部改正 (漁業管理課)	6
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	6
○公共測量の終了の通知 (2件) (")	7
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	7
○平成30年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者 (畜産振興課)	7
高知県教育委員会告示	
○高知県天然記念物の指定の解除 (教育委員会事務局文化財課)	7
○高知県天然記念物の管理をする団体の指定の解除 (")	7
◎告示 (高知県保護有形文化財及び高知県天然記念物の指定) の一部改正 (")	7
◎告示 (高知県天然記念物の管理をする	

団体の指定)の廃止 (") 7
告 示

高知県告示第760号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。
平成30年9月21日
高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
フォレスト調剤薬局南国日章店	南国市田村乙2040-3	育成医療及び更生医療	/	平成30年8月1日
高知調剤薬局おおそね店	南国市大桶甲1453	"	/	"
きしもと薬局十市店	南国市十市2681	"	/	"
メディカル薬局一条通店	四万十市中村一条通五丁目9番1号	"	/	"
調剤薬局ツルハドラッグ田野店	安芸郡田野町1795-1	"	/	"
訪問看護ステーションたの	安芸郡田野町1414-1	"	/	"

高知県告示第761号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在の変更について届出があった。
平成30年9月21日
高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	ブルークロス調剤薬局南国店	南国市篠原112-1	育成医療及び更生医療	/	平成30年5月7日
変更後		南国市篠原129-1			

高知県告示第762号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。
平成30年9月21日
高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
ブルークロス佐川薬局	高岡郡佐川町甲817-2	育成医療及び	/	平成30年

		更生医 療	/	3月 31日
竹内神生館 薬局こうほ く店	高岡郡佐川町甲1670	〃	/	平成 30年 9月 30日

高知県告示第763号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡禰原町島中572、573（次の図に示す部分に限る。）、575、576
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
島中572・575・576（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、573
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第764号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町十川字イツカ谷781の6、1270の10、1271
- 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第765号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年5月農林水産省告示第772号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第766号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年8月農林水産省告示第1291号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

変更しない。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第767号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年5月農林水産省告示第652号（四に限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに土佐市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第768号

平成30年3月高知県告示第311号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高岡郡禰原町越知面西分236・237合番地
イ 氏名
立道 昌徳
 - 登記簿記載の住所
高岡郡禰原町越知面西分177番地
イ 氏名
森田 猛男
 - 登記簿記載の住所
徳島市南田宮一丁目4番地35号
イ 氏名

<p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市中秦泉寺71番地 イ 氏名 那須 和男</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町佐渡425番地 イ 氏名 四手 美千子</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町佐渡425番地 イ 氏名 四手 修一</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 大阪市住吉区長居町東七丁目119番地2 イ 氏名 田村 成郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡崎 吉吾</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大井川1672番地2号 イ 氏名 伊東 史訓</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大井川1496番地 イ 氏名 田辺 米次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡昭和村大井川1672番地2号地 イ 氏名 伊藤 競</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和58年4月農林水産省告示第522号(一に限る。) (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第769号 平成30年3月高知県告示第318号で告示した指定施業要件の変</p>	<p>更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を高知市役所及びいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年9月21日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 東京都麹町区丸ノ内二丁目2番地1 イ 氏名 品川白煉瓦株式会社</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1764番地 イ 氏名 田中 益穂</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮2135番地2 イ 氏名 坂本 鹿彌太</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市種崎731番地1 イ 氏名 町田 英士</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡春野町平和460番地 イ 氏名 中山 健</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市新本町一丁目4番地24号 イ 氏名 植松 忠光</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市大津乙878番地1 イ 氏名 坂本 造</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町672番地1 イ 氏名 久保田 隆彦</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲212番地19 イ 氏名 武政 富喜</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室戸岬町626番地</p>	<p>イ 氏名 小野 正章</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1006番地 イ 氏名 久保田 眞太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 愛次郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1016番地 イ 氏名 小野 正章</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津101番屋敷 イ 氏名 前田 小刃</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津38番屋敷 イ 氏名 和田 熊太郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津102番屋敷 イ 氏名 中山 猪吉</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津104番屋敷 イ 氏名 吉松 町太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1280番地 イ 氏名 中屋 富八</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津12番屋敷 イ 氏名 山本 倉太郎</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1374番地 イ 氏名 植松 福太郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1446番地 イ 氏名</p>
--	--	--

(22)ア 中山 精二 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1509番地 イ 氏名 久保 重吉	(33)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津79番屋敷 イ 氏名 田所 市松	高知市潮新町一丁目10番17号 イ 氏名 浜口 松寿
(23)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1536番地 イ 氏名 久保 忠保	(34)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津891番地 イ 氏名 松村 三四郎	(45)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 耕一
(24)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1664番地 イ 氏名 山田 敏夫	(35)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津90番屋敷 イ 氏名 野田 兼次郎	(46)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1136番地 イ 氏名 谷畑 米次
(25)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地 イ 氏名 岡崎 左門	(36)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津952番地 3 イ 氏名 田村 一男	(47)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1143番地 イ 氏名 一円 積穂
(26)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津37番屋敷 イ 氏名 山下 鹿平	(37)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津952番地 3 イ 氏名 田中 一男	(48)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1280番地 イ 氏名 中屋 幸十郎
(27)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津101番屋敷 イ 氏名 和田 熊太郎	(38)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津973番地 イ 氏名 山本 房市	(49)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1283番地 イ 氏名 尾上 佳生
(28)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津39番屋敷 イ 氏名 久保田 安一郎	(39)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津464番地 イ 氏名 濱窪 源吉	(50)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1375番地 イ 氏名 上松 義喜
(29)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津58番屋敷 イ 氏名 白山 八三郎	(40)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津464番地口 イ 氏名 濱窪 源吉	(51)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1446番地 イ 氏名 中山 春光
(30)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津63番屋敷 イ 氏名 白山 勘助	(41)ア 登記簿記載の住所 横浜市緑区青葉台一丁目 5 番地 4 イ 氏名 前田 東洋彦	(52)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地 イ 氏名 稲垣 徳重
(31)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津65番屋敷 イ 氏名 白山 勇太郎	(42)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山90番地 1 イ 氏名 竹村 啓介	(53)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1664番地 イ 氏名 山田 八五郎
(32)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津73番屋敷 イ 氏名 中屋 富八	(43)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜78番地 1 イ 氏名 坂本 正道	(54)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地 イ 氏名 窪田 覚次
	(44)ア 登記簿記載の住所	(55)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1675番地

<p>イ 氏名 西村 忠三 (56)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1694番地 3</p> <p>イ 氏名 前田 陽三 (57)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1740番地 4</p> <p>イ 氏名 山脇 増恵 (58)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2253番地 3</p> <p>イ 氏名 中野 金夫 (59)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2644番地</p> <p>イ 氏名 改田 佳雄 (60)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3140番地 6 号</p> <p>イ 氏名 公文 憲夫 (61)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3142番地</p> <p>イ 氏名 西村 春美 (62)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3142番地 1</p> <p>イ 氏名 藤戸 儀美 (63)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津896番地</p> <p>イ 氏名 久保 量 (64)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津953番地ロ号</p> <p>イ 氏名 影本 勝正 (65)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津972番地</p> <p>イ 氏名 田渕 儀忠 (66)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津389番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>米沢 松之助 (67)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津469番地</p> <p>イ 氏名 谷岡 嘉子 (68)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津491番地</p> <p>イ 氏名 米沢 菊衛 (69)ア 登記簿記載の住所 室戸市領家55番地 2 号</p> <p>イ 氏名 篠原 政男 (70)ア 登記簿記載の住所 東京都渋谷区東三丁目 8 番地21号</p> <p>イ 氏名 松村 建夫 (71)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西昆陽字ヨウダ16番地 2</p> <p>イ 氏名 町田 矩一 (72)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1375番地</p> <p>イ 氏名 上松 正彦 (73)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津888番地</p> <p>イ 氏名 久保 善吉 (74)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1446番地</p> <p>イ 氏名 中山 健 (75)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町室津1136番地</p> <p>イ 氏名 山本 泰三</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年5月農林水産省告示第614号（一及び二に限る。） (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・</p>	<p>期間及び樹種について 高知県告示第770号 平成30年3月高知県告示第320号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年9月21日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉 3 番屋敷 イ 氏名 坂本 喜太郎 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市帯屋町84番地 イ 氏名 三谷 琴子 (3)ア 登記簿記載の住所 高知市南新町一丁目25番地 イ 氏名 竹内 愛頼 (4)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2373番地 イ 氏名 上総 柚香 (5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町安田1888番地ロ イ 氏名 南 利喜 (6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切 1 番屋敷 イ 氏名 竹内 丑太郎 (7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉21番屋敷 イ 氏名 小松 金弥 (8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉 3 番屋敷 イ 氏名 坂本 権蔵 (9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉401番地 イ 氏名</p>
--	--	---

(10)ア 上総 福利 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉576番地 イ 氏名 鈴木 玲子	(22)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉25番屋敷 イ 氏名 小松 馬吾	高岡郡構原町越知面東分4360番地 イ 氏名 西川 重喜
(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉616番地3 イ 氏名 上総 勉	(23)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉401番地 イ 氏名 上総 兼石	(34)ア 登記簿記載の住所 福岡県小倉市大字三萩野703番地 イ 氏名 神明 和昭
(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉631番地 イ 氏名 上総 亀三郎	(24)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉576番地 イ 氏名 小松 栄太郎	(35)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町神母ノ木127番地1 イ 氏名 川村 勝章
(14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切10番屋敷 イ 氏名 上総 兼太郎	(25)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉 5 番屋敷 イ 氏名 上総 庄三郎	(36)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村打井川 イ 氏名 小畑 信次郎
(15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切 2 番屋敷 イ 氏名 竹内 銀太郎	(26)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉 6 番屋敷 イ 氏名 小松 久太郎	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年9月農林水産省告示第1590号
(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切377番地 イ 氏名 小松 銀弥	(27)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉 6 番屋敷 イ 氏名 上総 久吉	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(17)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切46番屋敷 イ 氏名 菜虫 松太郎	(28)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉401番地 イ 氏名 上総 銀太郎	高知県告示第771号 平成30年5月高知県告示第463号(区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め)の一部を次のように改正する。 平成30年9月21日 高知県知事 尾崎 正直
(18)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切 8 番屋敷 イ 氏名 小松 金之助	(29)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町瀬切 1 番屋敷 イ 氏名 竹内 初蔵	第2中「平成30年9月1日」を「平成30年9月1日(公示番号区第3,301号及び区第3,302号の漁業権にあつては、平成30年10月16日)」に改める。
(19)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉15番屋敷 イ 氏名 上総 兼吉	(30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町越知面西分2575番地 イ 氏名 高橋 作恵	第3中「同年7月19日まで」を「同年7月19日まで(公示番号区第3,301号及び区第3,302号の漁業権にあつては、平成30年9月21日から同月28日まで)」に改める。
(20)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉16番屋敷 イ 氏名 上総 菊太郎	(31)ア 登記簿記載の住所 愛媛県北宇和郡広見町大字国遠甲776番地 イ 氏名 沖田 シヅカ	高知県告示第772号 室戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年7月30日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成30年9月21日 高知県知事 尾崎 正直
(21)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町船倉17番屋敷 イ 氏名 上総 常弥	(32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町越知面東分1841番地 イ 氏名 川上 三次	1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)
	(33)ア 登記簿記載の住所	2 作業期間 平成30年8月1日から平成31年2月28日まで

3 作業地域
室戸市及び安芸郡東洋町(共同撮影)
高知県告示第773号
東洋町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年8月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年9月21日
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
公共測量（写真地図作成）
2 作業期間
平成30年8月10日から平成31年2月28日まで
3 作業地域
安芸郡東洋町
高知県告示第774号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成29年8月高知県告示第567号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年3月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年9月21日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第775号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成29年11月高知県告示第721号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年9月21日
高知県知事 尾崎 正直

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。
平成30年9月21日
高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成30年12月1日 午前10時から	高知はたJA会館	わな猟免許

平成30年12月2日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成30年12月20日 午前10時から	安芸市民会館	わな猟免許
平成31年1月26日 午前10時から	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
平成31年1月27日 午前10時から	〃	わな猟免許

- 2 狩猟免許申請手数料
現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）
- 3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 狩猟免許申請書の配布場所
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

~~~~~

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成30年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成30年9月6日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。  
平成30年9月21日  
高知県知事 尾崎 正直

受講者番号  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14  
15 16 17 18 19 20 21

-----  
**教育委員会告示**  
-----

**高知県教育委員会告示第6号**  
高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第31条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物の高知県天然記念物

の指定を解除したので、同条第3項において準用する同条例第5条第2項の規定において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。  
平成30年9月21日  
高知県教育長 伊藤 博明

| 名称        | 員数 | 所在地                 | 所有者                   |
|-----------|----|---------------------|-----------------------|
| 吾北村のヤブツバキ | 1本 | 吾川郡いの町<br>上八川4866番2 | 高知市介良1644番地1<br>高橋 勝美 |

**高知県教育委員会告示第7号**  
高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第34条第1項の規定に基づき、吾北村のヤブツバキを管理する団体の指定を解除したので、同条第2項において準用する同条例第33条第3項の規定により告示する。  
平成30年9月21日  
高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会告示第8号**  
平成8年4月高知県教育委員会告示第2号（高知県保護有形文化財及び高知県天然記念物の指定）の一部を次のように改正する。  
平成30年9月21日  
高知県教育長 伊藤 博明

本文中「及び第30条第1項」、「及び記念物」及び「及び高知県天然記念物」を削る。  
表中「1 高知県保護有形文化財」及び2を削る。  
**高知県教育委員会告示第9号**  
平成16年3月高知県教育委員会告示第1号（高知県天然記念物の管理をする団体の指定）は、廃止する。  
平成30年9月21日  
高知県教育長 伊藤 博明